病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出に係る病棟薬剤業務実施加算の区分(届出を行うもの全てに〇を付す)					
	() 病棟薬剤業務実施加算 1					
	() 病棟薬剤業務実施加算 2					
2	病棟薬剤業務の実施体制					
	病棟名	当該病棟つ	で算定してい	る入院料	専任薬剤師の	5名
l						
3		機関における医薬				を把握
	し、収集した情報	報を関係する医療	でである。	やかに提供する	万法 ————————————————————————————————————	
4	医薬品情報管理	理室の薬剤師と病	i棟薬剤業務る	を行う薬剤師の	情報共有の方法	
5	医薬品情報管理	理室で管理してい	る情報を医療	療従事者が容易	に入手する方法	
6	迅速に適切な‡	昔置を講じること	ができる体制	訓の概要		
	[記載上の注意]					
		ては、当該加算を第	正定する入院料	(障害者施設等入	院基本料を除く。)	を算定
	しているすべて	の病棟の名称、算定				
	ての氏名)を記	= 0	, 庄 田 中 老 华	t ㅁ틸 ·ハ. ᆫ ᆼᄣ	ᄷᄼᅝᄱᄼᄪᄱᅩᅩ	+ TL + 8 5W
	_	ては、医薬品ごとの 副作用等の情報を積				
		(断)にのみのほれでで 情報管理会から医療				₩ 7 °O C

- ともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。 3 「4」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 4 「5」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが分かる資料を添付すること。
- 5 「6」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制 及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 6 上記「3」から「6」に係る業務手順書を添付すること。